

# 動物の遺棄・虐待は犯罪です

地域の皆様へ

この付近でトラバさみにかかった猫や、不審死する猫が発見される事案が報告されています。

地域の皆様におかれましては、愛護動物の不審死や 不自然なケガ、不審者を目撃したなど、動物虐待に関する情報がありましたら、成城警察署までご連絡をお願いします。

愛玩動物への虐待は

**犯罪です!**



愛護動物を殺傷した場合 **5年以下の懲役または500万円以下の罰金**

愛護動物を遺棄・虐待した場合 **1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

**参加者募集** 船橋会エリアでは、「地域ねこ活動」に参加頂ける住民の方を募集しております。ご協力いただける方は、ご連絡ください。

**チームSLP**

※チーム SLP は世田谷保健所・船橋会と連携して、飼い主のいない猫対策を行っています。

世田谷区では、飼い主のいない不幸な猫を減らすため、町会・自治会やボランティアのみなさんと連携して地域猫活動を実施しています。

【問い合わせ先】 世田谷保健所 生活保健課 生活保健 03-5432-2908